

じょうりり市公共施設アダプトプログラム(里親制度)実施要綱

平成 17 年 3 月 31 日

じょうりり市告示第 100 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民にとって身近な公共施設の美化及び清掃について、市民等が里親になってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)実施に関し必要な事項を定めることにより、居住環境及び都市環境に対する市民意識の高揚を図り、もって市民等と市が協働して散乱ごみのないきれいな公共空間の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公共施設」とは、道路、公園その他市長が定める公共の用に供する施設をいう。

(届出)

第 3 条 本事業に参加しようとする個人又は団体(以下「活動者」という。)は、自ら公共施設の活動区域を定め、市長に里親届書(様式第 1 号)を提出するものとする。

2 前項の活動を中止する場合は、里親辞退届書(様式第 2 号)を市長へ提出するものとする。

(合意書の締結)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の届出があった場合、その内容が適切であると認められたときは、活動者と合意書(様式第 3 号)を取り交わすものとする。ただし、前条第 1 項の届出をした活動者が、じょうりり市以外の者の管理する公共施設を活動区域とするときは、市長は、当該公共施設の管理者と協議し、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の提出)

第 5 条 前条の合意書を取り交わした活動者は、毎年度末までの活動報告書(様式 4 号)を市長が別に定める日までに提出するものとする。(活動者の役割)

第 6 条 活動者が行う公共施設の環境美化活動の内容は、次に掲げるものと

する。

- (1) 活動区域内の空き缶や吸殻等の散乱のごみ収集
- (2) 情報の提供(収集が困難な大量のごみや不法投棄の情報等)
- (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第7条市長は、活動者の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) ボランティア活動保険の加入
- (3) 標示板の設置
- (4) 活動区域内における公共施設の利用及び活用に係る便宜の供与
- (5) その他環境美化活動に必要な事項

(庶務)

第8条 環境美化ボランティア推進事業に関する庶務は、それぞれの公共施設を管理する担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。